

平成 21 年 4 月 1 日以降支給申請される事業主の皆様へ

神奈川県労働局、および県内の公共職業安定所にて取り扱っている、下記の「安定所で受付を行うもの」を除くすべての助成金・奨励金につきましては、効果的かつ効率的な支給事務を行うため、平成 21 年 4 月 1 日以降、神奈川県労働局に支給申請をしていただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、労働局への利便性を考慮し、5 安定所（平塚所・小田原所・相模原所・厚木所・松田所）が管轄する事業所については、特定求職者雇用開発助成金、雇用調整助成金および中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請に限り、管轄安定所でも申請することができます。

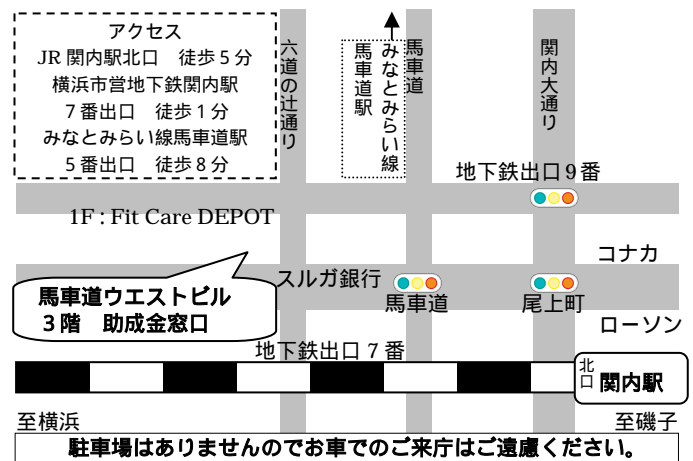
申請後の審査における確認事項につきましては、神奈川県労働局からご連絡しますのでご承知おきください。

安定所で受付を行うもの

試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）、若年者等正規雇用化特別奨励金および雇用支援制度導入奨励金につきましては、従来どおり管轄安定所に申請していただきます。

申請窓口（平成 21 年 4 月 1 日より）
神奈川県労働局職業安定部
職業対策課雇用開発係

〒231-0015
横浜市中区尾上町 5-77-2
馬車道ウエストビル 3 階
TEL 045-650-2868
FAX 045-650-2805



雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請については 5 F 受付窓口までお願いいたします。

郵送での受理はいたしません。